

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 4月 25日	
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿	
提出者 住 所 山梨県甲斐市万才300番地 氏 名 株式会社 中村建設 代表取締役 中村 国男 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 055-276-3559	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 中村建設
事業場の所在地	山梨県甲斐市万才300番地
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	令和5年度 元請完成工事高 15億円
③従業員数	37 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	国、県、市町村等 → 本社営業部 → 工事部 → 工事現場 → 中村建設白根工場「建設廃材（アスファルト・コンクリート塊）」 ↓ 建設廃材がれき類 → 再生材（RC-40） → 現場 → 再生骨材（0～13mm）再生アスファルト合材 → 現場

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図) 総括責任者：品質環境推進部 職・氏名：部長 ↓ 廃棄物担当：工事部 職・氏名：部長 組織人員：21名 ↓ 工事環境委員会 ○産業廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 委員長：工事部長、委員：部長・工事長、事務局品質環境推進部 廃棄物処理責任者 ○廃棄物の処理方針の策定 ○工事現場の管理規定の策定 ○廃棄物に関する各種事項 廃棄物担当部長 ○廃棄物処理の策定 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物管理表の管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類						
	排出量	17,557 t	t					
	（これまでに実施した取組） 1. 廃棄物の適正処理を確保する為、法規制を遵守し環境施策に協力 2. 発生した廃棄物については自ら処理する事を原則としている 3. 中間処理を推進し、再生利用量をさらに高める事に取り組んだ							
	【目標】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">産業廃棄物の種類</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">がれき類</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">排出量</td> <td style="padding: 5px;">17,557 t</td> <td style="padding: 5px;">t</td> </tr> </table>			産業廃棄物の種類	がれき類		排出量	17,557 t
産業廃棄物の種類	がれき類							
排出量	17,557 t	t						
② 計画	（今後実施する予定の取組） 1. 前年度と同様の取組を行い、再生利用率100%を目指す 2. 関連企業へも必要な指導を行う 3. 管理体制の強化や教育・研修を積極的に行う							
	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類						
	排出量	17,557 t	t					
産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリート塊とアスファルト塊に各現場で重機及び人力にて仕分けを行い処理場へ持ち込む。自社処分場に於いても常時、人による監視を行い、分別を実施している。							
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後分別する廃棄物の予定はなし。							

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	17,557 t	t
	（これまでに実施した取組） がれき類のコンクリート塊については、基礎砕石や路盤材として使用する、アスファルト塊については、再生アスファルト合材への原料としている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	17,557 t	t
	（今後実施する予定の取組） 分別を確実にし、100%リサイクルを目指す。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。